

四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第35号

四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和58年四日市市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償の適用除外)</p> <p>第16条 休業補償のうち、次に掲げる場合には、その補償を行わないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p>(休業補償の適用除外)</p> <p>第16条 休業補償のうち、次に掲げる場合には、その補償を行わないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防本部消防救急課)